

鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅における感震ブレーカーの設置を後押しし、震災に強いまちづくりを推進するため、鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 地震による揺れを検知し、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具をいう。
- (2) 分電盤タイプ 感震ブレーカーのうち、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）で定める構造および機能を有するもので分電盤内蔵型または後付型のものをいう。
- (3) コンセント（単体）タイプ 感震ブレーカーのうち、一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証（以下「消防防災製品等推奨証」という。）の交付を受け、電気コンセントと機器の間に設置することにより、当該感震ブレーカーに接続された機器の電気を遮断するものをいう。
- (4) コンセント（埋込）タイプ 感震ブレーカーのうち、消防防災製品等推奨証の交付を受け、電気コンセントの内部に埋め込んで設置することにより、当該コンセントに接続された機器の電気を遮断するものをいう。
- (5) コンセント（疑似漏電）タイプ 感震ブレーカーのうち、消防防災製品等推奨証の交付を受け、アース付き電気コンセントに設置し、地震による揺れを検知した際に、疑似的な漏電を発生させ、漏電ブレーカーを作動させることにより、住宅内の電気を遮断するものをいう。
- (6) 簡易タイプ 感震ブレーカーのうち、消防防災製品等推奨証の交付を受け、バネの作動、おもりの落下等によりブレーカーを切って電気を遮断する機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

(1) 次のいずれかの要件に該当する者

ア 市内に住所を有し、自ら居住するために用いる市内の既存の住宅（事務所、店舗の機能を兼ねる家屋および共同住宅を含む。以下同じ。）に居住する世帯主

イ 自ら居住するために市内に住宅を新築または購入（建売住宅は新築に限る）しようとする世帯主

(2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得ている者

(3) 市税を滞納していない者

(4) 過去にこの補助金の交付を受けていない者
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーを設置するための次に掲げる費用とする。

(1) 感震ブレーカーの購入費

(2) 分電盤タイプまたは埋込工事が必要な感震ブレーカーの設置工事費（既存設備の修繕、撤去および移設に要する費用は除く。）

(3) 分電盤タイプの感震ブレーカーが設置された住宅の建築費または購入費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 既存の住宅に感震ブレーカーを新たに設置する場合 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度額とする。ただし、当該補助金の額が1,000円未満となる場合、補助金は交付しないものとする。

(2) 住宅の新築時に分電盤タイプを設置する場合および分電盤タイプが設置されている新築住宅を購入する場合 10,000円。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(分電盤タイプの交付申請)

第6条 申請者は、分電盤タイプを設置して補助金の交付を申請する場合、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。分電盤タイプの設置に係る住宅所有者の同意書（様式第1号）については、申請者が所有者または所有者と同一世帯員である場合の提出は不要とする。

- (1) 設置する分電盤タイプの概要が分かる書類
- (2) 補助対象経費が分かる見積書の写し
- (3) 分電盤タイプの設置場所の現況写真
- (4) 分電盤タイプの設置に係る住宅所有者の同意書
- (5) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認書類の写し
- (6) 申請者名義の通帳見開きの写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(分電盤タイプの実績報告)

第7条 前条の申請について補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、分電盤タイプの設置が完了したときは、規則第12条の実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 設置した分電盤タイプの現況写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(分電盤タイプ以外の感震ブレーカーの交付申請および実績報告)

第8条 申請者は、分電盤タイプ以外の感震ブレーカーを設置する場合、設置が完了した日から起算して30日を経過した日また当該年度の末日のいずれか早い日までに、鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) 感震ブレーカーの設置状態が確認できる写真
- (3) 感震ブレーカーの機器の概要が分かる書類
- (4) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の確認書類の写し
- (5) 申請者名義の通帳見開きの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付と決定したときは、鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

(申請の受付)

第9条 申請の時点で当該年度の予算を超過していた場合、翌年度に申請することを妨げない。

(書類の整備)

第10条 補助金交付者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、本事業に関する書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理および処分)

第11条 補助金交付者は、補助対象事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 取得財産は、設置した日から起算して5年間は撤去または移設をしてはならない。ただし、コンセント(単体)タイプまたはコンセント(疑似漏電)タイプの場合は、同一住宅内での移設に限り認めるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの間、第5条第1項第1号中「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

様式第 1 号

年 月 日

鯖江市長 殿

分電盤タイプの設置に係る住宅所有者の同意書

私は、鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金を用いて、

所有する鯖江市
の住宅において申請者が感震ブレーカーを設置することに同意します。

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

住所 氏名

※所有者が複数名の共有の場合には、全ての共有者の同意が必要です。

※それぞれ自署での記入をお願いします。

年 月 日

鯖江市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書兼請求書

鯖江市家庭用感震ブレーカー設置補助事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請および請求します。

なお、申請にあたり、公簿により鯖江市が市税の納付状況および家屋に関する情報を確認することを承諾します。

記

1 設置費 _____ 円

2 補助金交付申請額	金 _____ 円
------------	-----------

3 設置日 _____ 年 月 日

4 振込先

_____ 銀行 _____ 支店 (普・当) No. _____

_____ (口座名義：カナ表記)

5 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (2) 感震ブレーカーの設置状態が確認できる写真
- (3) 感震ブレーカーの機器の概要が分かる書類
- (4) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の確認書類の写し
- (5) 申請者名義の通帳見開きの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 1 この事業により感震ブレーカーを設置した住宅において、地震発生時に火災等の被害が生じた場合においても、市は、その責任を負わないものとする。
- 2 取得財産は、設置した日から起算して5年間は撤去または移設をしてはならない。ただし、コンセント(単体)タイプおよびコンセント(疑似漏電)タイプに限り、同一住宅内での移設は認めるものとする。

様式第 3 号

鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

鯖江市長

年 月 日付で交付申請のあった 年度鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 遵守事項

- 1 取得財産は、設置した日から起算して5年間は撤去または移設をしてはならない。ただし、コンセント（単体）タイプおよびコンセント（疑似漏電）タイプに限り、同一住宅内での移設は認めるものとする。
- 2 補助事業等に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を補助事業等の属する会計年度終了後5年間整理保存しておくこと。

様式第4号

鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

鯖江市長

年 月 日付で交付申請のあった 年度鯖江市家庭用感震ブレーカー設置事業補助金について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由